事業主の皆さまへ

資料１

令和８年熊本地震の災害に伴う雇用調整助成金の特例措置を実施します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い
労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

特例措置の内容

令和８年熊本地震に伴う経済上の理由により休業、教育訓練又は出向を行う事業主であって**休業等の初日**が**令和８年７月２８日から令和９年１月２７日まで**である場合が対象です。

※ 本特例は１年の期間内に実施した休業等が助成の対象です。
ただし上限日数（１年間で１００日）に達した場合は、上限日数までが助成対象となります。

全国の事業所を対象とした措置

1 令和８年熊本地震に伴う経済上の理由により事業活動を縮小する事業主が対象となります（詳細は裏面）

2 生産指標の確認期間を３か月から１か月に短縮します

3 最近３か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とします

4 地震発生時に事業所設置後１年未満の事業主も助成対象とします

5 計画届の事後提出を可能とします。

熊本県内の事業所のみを対象とした追加措置

6 残業相殺のルールを撤廃します（詳細は裏面）

7 教育訓練の実施状況に応じて助成率を引き下げるルールを撤廃します（詳細は裏面）

厚生労働省

「経済上の理由」について

令和８年熊本地震に伴う「経済上の理由」（経済的な取引関係の悪化・困難等の事情）の具体的なケースは以下のとおりです。

① 需要の減少又は風評被害による販売又は集客の困難
② 取引先の被災による、原材料や商品等の取引困難
③ 交通の途絶による、製品や原材料などの運送、従業員の通勤などの生産及び販売環境の悪化
④ 電気、水道及びガス等の供給や通信の途絶又は困難による生産及び販売環境の悪化
⑤ 損壊した施設又は設備等の修理業者の手配又は修理部品の調達等に関して災害の影響等により期間を要する場合

なお、**令和８年熊本地震に伴い施設や設備が直接的な被害を受け事業活動を休止・縮小する場合であっても、その休止・縮小が上記①から⑤に掲げる理由を伴うものであれば、「経済上の理由」があるものとして取り扱います。**

残業相殺のルールの撤廃

通常、休業等をさせる一方で所定外労働を行わせた場合は、支給対象となる休業等の延べ日数から、所定外労働時間分を控除することとしていますが今回の特例では、本取扱いを撤廃します。

教育訓練の実施状況に応じて助成率を引き下げるルールを撤廃

通常、支給日数が30日を経過した日以降は、教育訓練の実施率が10％未満の場合に助成率を引き下げることしていますが今回の特例では、本取扱いを撤廃します。

その他、雇用保険の適用事業所であること等の要件があります。
また、雇用調整助成金を申請した事業主は、提出又は提示した書類の写しその他支給要領に規定する各種書類を、支給決定日の翌日から起算して5年間保存する必要があります。
詳細は雇用調整助成金特設ページのガイドブック等をご確認ください。

雇用調整助成金
特設ページ
＞＞＞

職業安定分科会（第226回）	資料2
令和8年8月20日	

令和8年熊本地震に係る雇用調整助成金の特例措置（案）

資料２

緊急時における雇用調整助成金の在り方について（労働政策審議会職業安定分科会 報告書）（令和８年３月２７日）（抜粋）

５　過去の特例、調査・研究等を踏まえた今後の緊急時の雇用調整助成金の在り方

（２）今後の緊急時の特例措置の在り方について

②　自然災害等について

近年においても災害は頻発し、また激甚化しているところ、災害は突然発生し迅速な初動が必要であること、様々な規模の災害がある中で、雇用調整助成金の特例措置の実施に関する予測可能性を高めることが円滑な対応に繋がること、過去に頻回発生しており、災害のレベルに応じて、概ね一定の対応パターンが形成されつつあること等を踏まえ、改めて当分科会において、特例措置実施の判断基準や内容について基本方針を定め、災害発生時には、その方針に沿って迅速対応することが適当である。

過去例を踏まえれば、以下の３点を特例措置実施の要件とすることが適当と考えられる。

（ア）政府全体の動き

緊急災害対策本部又は非常災害対策本部の設置等、政府全体として影響の大きな災害と位置づけて、対応することとしていること

（イ）企業活動への影響

激甚法第12条指定があること

（ウ）雇用への影響

災害発生後に事業主から労働局等への相談件数が一定程度存在すること

特例措置の内容について、最近の例を踏まえれば、上記の要件に該当する場合であって、（イ）の激甚法第12条指定がいわゆる**局激指定の場合**には、事業活動縮小の判定期間を縮減し、迅速な支援となるよう、当該災害に伴う経済上の理由により事業活動が縮小した全国の事業主に係る**生産量要件を緩和**することが適当である。

いわゆる**本激指定の場合**にはそれに加え、被災地（災害救助法対象地域を含む都道府県等）に所在する、災害に伴う経済上の理由により事業活動を縮小した事業主に対して手厚い支援を行うため、**助成率や支給日数の引上げを基本として対応**し、災害や被災地の事業所の状況によりその他の要件緩和等についてもきめ細かく検討することが適当である。

特例措置の期間について、（中略）その期間は**１年間を基本とすることが適当**である。

支給日数については、いわゆる**本激指定の場合には**（中略）**300日に引き上げ**、いわゆる**局激指定の場合は平時と同様の100日**とすべきである。

その上で、個々の事例への判断にあたっては、**被災地の労働市場や被災・復興の状況、現地の事業主、労働者の状況なども踏まえつつ、当分科会において、公労使が議論の上で適切に判断を行うこと**とする。

その際、必要に応じ、休業のみならず、教育訓練の推進や在籍型出向支援など他の施策による雇用維持支援の有効性についても検討することが有効である。

令 和 ８ 年 ８ 月 18 日

内閣府政策統括官（防災担当）

「令和八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」への適用措置（中小企業に関する特別の助成）の追加指定見込み（対象市町村の追加（２回目））について

【局激】

【適用措置】	【対象市町村】
○中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条） 事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの特例措置を行う。	熊本県御船町（みふねまち） 〃 八代市（やつしろし） （追加） 熊本県宇城市（うきし） 〃 嘉島町（かしまちょう） 〃 氷川町（ひかわちょう）

令和８年熊本地震に係る雇用調整助成金の特例対応（案）

		通常制度	対応案 ※激甚法１２条の指定は「局激」
要領事項	対象事業主	経済上の理由により事業活動を縮小した全国の事業主	熊本地震に伴う経済上の理由により事業活動を縮小した全国の事業主
	生産量要件	最近3か月間の月平均値が前年同期比10%以上低下 ※設置1年未満は対象外	最近1か月間が前年同期比10%以上低下 ※設置1年未満も対象
	雇用量要件	最近3か月間の月平均値が前年同期比5%を超え6名以上(中小企業は10%を超え4名以上)増加していないこと	撤廃
	残業相殺	時間外労働があった場合、休業等の延べ日数から所定時間外労働日数を差し引くこと	熊本県においては撤廃
省令事項	支給日数	1年100日、3年150日	同左
	対象労働者	雇い入れ後6か月未満は対象外	同左
	クーリング要件	過去に雇用調整助成金の支給を受けた最後の判定基礎期間の末日の翌日から起算して1年を超えていること	同左
	対象となる休業の規模	中小1/20以上、大1/15以上	同左
	助成率	中小2/3、大1/2	同左
	教育訓練実施率に応じた規定	一定期間経過後、教育訓練の実施率により助成率が変わる場合あり （令和6年4月新設）	熊本県においては撤廃

※**緑囲み**は、報告書及び過去の例を踏まえた対応、**青囲み**は、今般の状況を踏まえた対応

雇用調整助成金

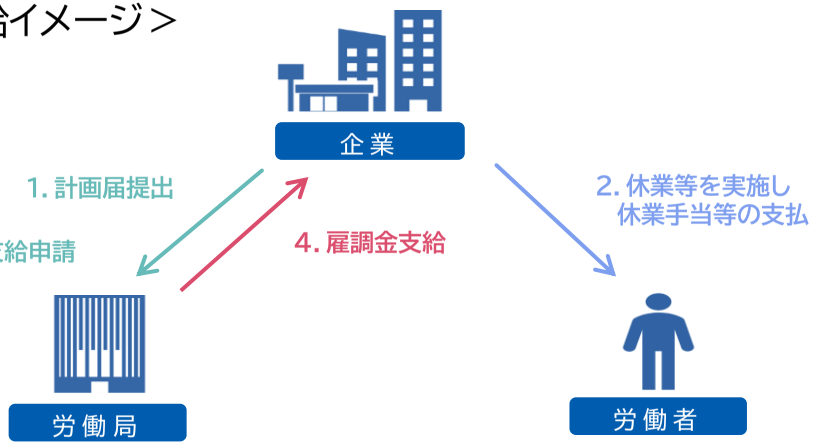
経済上の理由で、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成する制度

＜助成率＞

	中小企業	大企業	教育訓練実施時加算
助成率・額	2/3	1/2	1,200円

※ 加算額は一人・一日当たり。一人当たりの日額上限額は雇用保険基本手当日額の最高額（令和8年8月1日現在、9,110円）

＜支給イメージ＞



○ 助成率については、教育訓練の実施率※に応じて以下の通り変動する

	中小企業	大企業	教育訓練実施時加算
10%未満	1/2	1/4	1,200円
10%以上20%未満	2/3	1/2	1,200円
20%以上	2/3	1/2	1,800円

※ 休業又は教育訓練を行った日数に対する教育訓練を行った日数の割合。

＜主な要件＞

【支給対象事業主】
・雇用保険適用事業所

【支給対象労働者】
・雇用保険被保険者

【要件】
・生産指標の最近3か月間の月平均値が前年同期との比較で10%以上低下
・雇用量の最近3か月間の月平均値が前年同期との比較で10%超かつ4人以上増加していない（中小企業の場合）等

【支給限度日数】
・1年100日、3年150日

【クーリング期間】
・直前の対象期間中に、雇用調整助成金を受給した最後の判定基礎期間の末日から1年間は受給できない

参考：平成２８年熊本地震における雇用調整助成金の特例対応

		通常制度	平成２８年熊本地震 ※激甚法１２条の指定は「本激」
要領事項	対象事業主	経済上の理由により事業活動を縮小した全国の事業主	熊本地震に伴う経済上の理由により事業活動を縮小した全国の事業主
	生産量要件	最近3か月間の月平均値が前年同期比10%以上低下 ※設置1年未満は対象外	最近1か月間が前年同期比10%以上低下 ※設置1年未満も対象
	雇用量要件	最近3か月間の月平均値が前年同期比5%を超え6名以上(中小企業は10%を超え4名以上)増加していないこと	撤廃
	残業相殺	時間外労働があった場合、休業等の延べ日数から所定時間外労働日数を差し引くこと	熊本県においては撤廃
省令事項	支給日数	1年100日、3年150日	九州7県において1年300日
	対象労働者	雇い入れ後6か月未満は対象外	雇い入れ後6か月未満も対象
	クーリング要件	過去に雇用調整助成金の支給を受けた最後の判定基礎期間の末日の翌日から起算して1年を超えていること	特例利用前：撤廃 特例利用後：有り
	対象となる休業の規模	中小1/20以上、大1/15以上	同左
	助成率	中小2/3、大1/2	九州7県の事業主について中小4/5、大2/3
	教育訓練実施率に応じた規定	一定期間経過後、教育訓練の実施率により助成率が変わる場合あり （令和6年4月新設）	（令和6年4月から新設規定なので該当なし）

資料３

令和８年８月２１日

第１２回令和８年熊本地震非常災害対策本部会議/
第２回令和８年８月千葉豪雨に関する関係閣僚会議

（高市総理）

本日も令和８年熊本地震に係る非常災害対策本部会議と令和８年８月千葉豪雨に係る関係閣僚会議を開催しました。

熊本地震ですが、発災から３週間以上が経過して、被災地では夏の暑さと長引く避難生活により、精神的にも体力的にも厳しい環境が続いています。

避難されている方々は、様々な事情を抱えておられまして、避難生活の長期化に伴い、ニーズも多様化しております。

また、地域経済を再生するために、被災地の地場産業の雇用を維持し、事業の継続を支えるための支援が必要です。

各大臣におかれては、被災地、被災された方々のお声を的確に把握して、それに応える取組を先手・先手で進めてください。

「個人の井戸の復旧」についても、今般新たに、「災害救助費」などにより、支援ができるようにしました。

また、「現地対策本部」に設置した「井戸水対応チーム」を中心に、井戸の洗浄が開始されております。

金子大臣は、「水道施設の復旧」に加えて、この「井戸の復旧」についても、工事業者の確保などの支援をしっかり行ってください。

ＪＲ九州、肥薩おれんじ鉄道については、一部区間の運休が続いています。

金子大臣は、早期の「全線復旧」を後押しするとともに、運休区間における「代替輸送」の確保について、対応を進めてください。

基幹産業である農林水産分野にも、大きな被害が確認されています。

山本大臣政務官（農林水産省）は、集出荷施設などの共同利用施設に対して、単純な復旧だけではなくて、将来を見据えた再編集約・合理化に向けた支援を継続・検討してください。

また、いぐさの織機などの農業用機械や施設の再取得・修繕、種子・種苗といった資材調達などの支援も検討して、農林漁業者が将来に希望を持って、生業を継続・再開できるように、必要な対策を速やかに取りまとめてください。

赤澤大臣は、「被災中小企業・小規模事業者支援」については、熊本県と連携して、被災事業者などの実態を踏まえて、「補助対象となる事業者の範囲」や「多重被災された方々」への支援を含め、丁寧かつ柔軟な支援に取り組んでください。

また、「雇用維持支援の強化」のため、上野大臣は、「雇用調整助成金の特例措置」が幅広く利用されるように、周知・広報にしっかり取り組んでください。

これまでの皆様の懸命の取組によりまして、「被災された方々への支援」や「生活インフラの復旧」などは着実に進んできておりますが、今なお多くの方が避難生活を余儀なくされています。

被災された方々に、１日も早く元の暮らしを取り戻していただけるよう、『支援策のパッケージ』を今月中に取りまとめ、政府として全力で支援をいたします。

各大臣、副大臣、政務官は、先日、熊本県の木村知事や「九州経済４団体」から頂戴したご要望、被災された方々、被災自治体から伺ったお声などを踏まえて、「できることは、全てやる」という決意の下で、必要な支援策について、早急に検討・調整を進めてください。

政府の総力を結集して、取組を加速してまいりましょう。

次に、「令和８年８月千葉豪雨」につきまして、各大臣は、千葉県を始めとする被災自治体などと緊密に連携をして、地元のニーズを的確に把握をしながら、１日も早い復旧に向けて全力で対応に当たってください。

被災自治体に対する支援として、本日、総額８７億円の「普通交付税の繰上げ交付」を行いました。

林大臣は、被災自治体が、財政上、安心して復旧に取り組むことができるよう、対応をお願いいたします。

今後の大雨に備えて、金子大臣、あかま大臣を中心に、「被災した施設の点検」と「応急対策」を早急に進めるとともに、被害把握と原因分析を進めてください。

また、前回お願いしたとおり、「内水氾濫発生時の危険性」を日本全国に広く周知してください。

金子大臣、あかま大臣は、道路のアンダーパス部の冠水について、「予防的な事前通行規制の導入」や「遮断機の設置」を含めて、「進入防止対策の強化」などの取組と、これも全国への周知を速やかに進めてください。

それから、「道路上の被災車両」でございますが、関係機関で構成される「プロジェクトチーム」を設置して撤去に取り組んでおります。

国管理道路、県管理道路、千葉市管理の「幹線道路」においては、路肩に残るこの被災車両を含めて、撤去が完了しています。

金子大臣には、関係団体と連携して「レッカー車両の確保」も進めながら、生活道路など残りの被災車両の早期解消に取り組んでください。

大雨などによる災害が多く発生する時期が続きます。

日本の南の海上では「台風第１８号」が発生しています。

金子大臣、あかま大臣におかれては、大雨などによる災害に備えた、「防災気象情報の発信」、「警戒態勢の確保」をお願いします。

今日御出席の関係大臣についても、必要に応じて協力をお願いします。

とにかくこの時期ですから、警戒を怠らず、緊張感を持って臨んでまいりましょう。

以上です。お疲れ様でした。